

財務部における審理員の指名等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、財務部における行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく審理員の指名等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第2章第3節に規定する審理手続について、審理の客観性及び公正性を高めるため、当該審理手続を行う職員（以下「財務部審理員」という。）を財務部に置く。

(指名等)

- 第3条 財務部審理員は、主幹の職にあるものをもって財務部長が指定し、市長が指名する。
- 2 財務部長は、財務部審理員を指定する場合において、審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者その他法第9条第2項第2号ないし第7号に掲げる者を指名することはできない。
- 3 財務部長は、必要と認める場合又はやむを得ないと認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、所属する職員のうちから適当と認められる者を財務部審理員に指定することができる。

(職務)

第4条 財務部審理員は、法に基づく審査請求について法第9条第1項の規定により審理手続を行う者として市長から指名されたときは、法の定めるところにより当該審理手続に係る職務に従事する。

(補助職員)

第5条 財務部審理員は、税務・債権管理長の承認を得て、審理員の職務を補助する者として当該審理員の属する課の職員のうちから適当と認められる者を補助職員に指名することができる。

- 2 補助職員は次の各号に係る事務を担当する。
- (1) 公表資料の収集整理
 - (2) 審査請求人に対する日時連絡

(3) その他事案の判断に関わらない業務

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月18日から施行する。